

パーソナルデータの利用・流通に関する研究会（第5回）議事要旨

■日時：平成25年2月7日（木）10時～12時

■場所：総務省地下2階講堂

■出席者：

○構成員

堀部座長、辻井座長代理、岩下構成員、奥屋構成員、菊池構成員、後藤構成員、新保構成員、菅谷構成員、曾我部構成員、高橋構成員、富沢構成員、新居構成員、安岡構成員、吉田構成員、石井氏（別所構成員代理）、谷口氏（糸井構成員代理）、沼田氏（中尾構成員代理）、古川氏（関構成員代理）

○ゲストプレゼンター

佐藤 周行 東京大学情報基盤センター准教授

山地 一禎 国立情報学研究所学術ネットワーク研究開発センター准教授

福井 省三 一般社団法人 IPTV フォーラム（株式会社トマデジ フェロー）

○オブザーバー

辻畑消費者庁消費者制度課課長補佐、宮田経済産業省情報経済課課長補佐

○総務省出席者

阪本政策統括官、谷脇大臣官房審議官、南大臣官房審議官、高橋情報流通振興課課長、中村情報通信政策課融合戦略企画官、小川消費者行政課企画官、井上自治行政局地域政策課地域情報政策室事務官、山崎情報セキュリティ対策室長、村上情報セキュリティ対策室調査官、藤波情報セキュリティ対策室課長補佐

■議事要旨：

1. 開会

2. 議事

(1) 構成員等からのプレゼンテーション

・ 佐藤 周行 東京大学情報基盤センター准教授

山地 一禎 国立情報学研究所学術ネットワーク研究開発センター准教授

佐藤准教授、山地准教授より、資料1に基づき、トラストフレームワークについて、説明が行われた。

・ 奥屋構成員（日本電気株式会社キャリアサービス事業本部副事業本部長）

奥屋構成員より、資料2に基づき、ビッグデータ利活用促進に向けたM2M・ビッグデータWGの取組みについて説明が行われた。

・ 福井 省三 一般社団法人 IPTV フォーラム（株式会社トマデジ フェロー）

福井氏より、資料3に基づき、マルチデバイス時代の新しい視聴スタイルと放送の関係について説明が行われた。

(2) 意見交換

プレゼンテーションを踏まえ、以下の意見等が出された。

- パーソナルデータの利用・流通に関しては、可用性の確保と信頼性の担保をどのように両立させるのかということで、いろいろな取組みが行われており、本人確認の仕組みも様々なものが提供されているが、仕組みが複雑でわかりづらい側面がある。
- シングルサインオンで認証を一つに集約するサービスを提供する際、その認証サービスがそもそも信頼できるか、認証の仕組みにおいてトラストアンカーは信頼できるかを誰が判断・確認すべきかという問題があるが、信頼性を担保するためには、公的な第三者機関などによる外部監査を実施するべきだという議論もある。
- ローカルなトラストフレームワークで信頼関係が無くなると、そのトラストフレームワークは解消せざるを得ない。その信頼を失墜させた組織が国外の他のトラストフレームワークにも属していれば、影響がグローバルに波及する可能性がある。
- 放送マネージドアプリ（放送波に乗せた制御信号により、アプリを連動させる場合）についてはこれまで培ってきた情報管理、個人情報への取扱いに関するノウハウがあり、安心・安全という意味でレベルは高いと思うが、放送外マネージドアプリ（放送波以外の署名認証等の方法によりアプリが連携する場合）は歴史も浅く、業界ルールも整っていない。
- 放送外マネージドアプリについては、サービスの代価をどういった方法で取るかという問題や、個人に最適化するというパーソナライゼーションの課題をどうクリアするか、パーソナルデータをどう扱うかという大きな問題がある。
- 報道機関におけるパーソナルデータの扱いについて、特別な扱いを要するかについては、結論は出ておらず、今後、本研究会等の議論を見ながら検討することになる。
- SNS の公開データについては個人が自ら公開しているものであり、パーソナルデータとは異なる位置付けで、企業等から利用され始めているとのことであるが、個人が特定できれば個人情報保護法上の制約を受けるので、議論が必要なのではないか。
- 事業者間のデータ移転の場合、ある事業者 A が集積したデータが事業者 A から事業者 B へ、また事業者 B から事業者 C や事業者 D へ、二次、三次と流通しても、どこかで大元のデータ提供者である事業者 A が流通を止めたいと考えたときにその意思を反映させられる仕組みがあれば、より安心してデータ流通を促進できるのではないか。
- 自治体の所有する情報の取り扱いについては、税金を使って行った行政サービス等によって集められた情報を、企業のビジネスのために利用することに対して、納税者からは抵抗感がある。納税者に対して何が還元されるのかということの説明等していく課題があり、既に取り組んでいる市町村の説明を参考にしたり、SNS 等を使って市民からどういうサービスが欲しいのか広く意見を集め、議論しながら進めていくのが一つの方法ではないか。

(3) その他

追加意見については 2 月 14 日までに提出を依頼する旨、事務局より連絡があった。

3. 閉会

以上